

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

- 第8条の2 前条の規定にかかわらず、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合には、第3条の2各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。
- 2 利用料金の額は、別表第5に定める額の範囲内で当該指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。
 - 3 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により利用料金の返納又は減免をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

霧島市立公民館を指定管理者に管理を行わせる場合に利用料金を収受させることができる規定等を設けるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。